

9.12 史跡・文化財

9.12.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.12-1 に示すとおりである。

表 9.12-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①文化財等の状況 ②埋蔵文化財包蔵地の状況 ③法令等による基準等	事業の実施に伴い計画地内の文化財等の現状変更及びその周辺の文化財等の損傷等、文化財等の周辺の環境の変化及び埋蔵文化財包蔵地の改変、計画地周辺の文化財等の保護・保全対策及び文化財等の回復の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 文化財等の状況

ア. 指定、登録等の文化財等

調査は、「東京都文化財総合目録」（平成 22 年 3 月 東京都教育委員会）等の既存資料の整理によった。

イ. 未指定、未登録等の文化財等

調査は、関係機関へのヒヤリングによった。

ウ. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「東京都総合地盤図」（東京都）等の既存資料の整理によった。

2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

ア. 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査は、「東京都遺跡地図」（平成 21 年 2 月 東京都教育委員会）等の既存資料の整理によった。

イ. 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

調査は、「地形図」（国土地理院）、「東京都総合地盤図」（東京都）等の既存資料の整理によった。

3) 法令等による基準等

調査は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）、新宿区文化財保護条例（昭和 58 年新宿区条例第 20 号）等の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 文化財等の状況

ア. 指定、登録等の文化財等

計画地及びその周辺の指定（登録）文化財等は、表 9.12-2 に、その位置は、図 9.12-1 に示すとおりである。

計画地内には、新宿区指定天然記念物として「シイ」（地点番号 3）が存在する（平成 27 年 3 月時点）。また、計画地の東側には、国指定重要文化財として、我が国最初期の美術館建築である「聖徳記念絵画館」（地点番号 1）、新宿区指定史跡として「滝沢馬琴終焉の地」（地点番号 2）、新宿区登録文化財の「一行院の版碑」及び「一行院の墓地出土品」（地点番号 13）が、西側に「銅板日遙墓誌」（地点番号 15）が存在する。なお、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を終了している（資料編 p. 90 参照）。

イ. 未指定、未登録等の文化財等

旧国立霞ヶ丘競技場の記念作品等は、1964 年東京オリンピックの歴史を記憶に留めるものであり、スポーツ文化の精神を体現する芸術品及び記念品として貴重なものである。記念作品等は、塑像・彫像・記念碑・壁画等である。

ウ. 地形等の状況

地形等の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査（4）調査結果 3）地形及び地物の状況」（p. 90 参照）に、植生の状況は、「9.3 生物の生育・生息基盤 9.3.1 現況調査（4）調査結果 5）植生の状況」（p. 182 参照）に示したとおりである。

計画地内に位置する新宿区指定の天然記念物であるシイは、明治公園（霞岳広場）に位置している（平成 27 年 3 月時点）。明治公園（霞岳広場）はほぼ平坦で、大部分がアスファルト舗装となっている（平成 27 年 3 月時点）。

表 9.12-2 計画地及び周辺の指定(登録)文化財等(平成27年3月時点)

地点番号	種別	名称	住所	区分
1	重要文化財 建造物	聖徳記念絵画館	新宿区霞ヶ丘町 1-1	国指定
2	史跡	滝沢馬琴終焉の地	新宿区霞ヶ丘町 14-1 明治神宮	新宿区指定
3	天然記念物	シイ	新宿区霞ヶ丘町 1-1 聖徳記念絵画館(平成27年6月23日～平成31年3月(予定))	新宿区指定
4	有形文化財 歴史資料	駿馬塚の碑	新宿区内藤町 1 多武峰内藤神社	新宿区登録
5	旧跡	田宮稲荷神社跡	新宿区左門町 17	都指定
6	有形文化財 絵画	須賀神社の三十六歌仙絵	新宿区須賀町 5-6 須賀神社	新宿区指定
7	史跡	高松喜六の墓	新宿区若葉 2-8 愛染院	新宿区指定
	史跡	塙保己一の墓		新宿区指定
8	史跡	服部半蔵の墓	新宿区若葉 2-9 西念寺	新宿区指定
	史跡	岡崎三郎信康供養塔		新宿区指定
	有形文化財 歴史資料	服部半蔵の槍		新宿区登録
9	史跡	源清麿の墓	新宿区須賀町 10 宗福寺	新宿区指定
10	史跡	榊原鍵吉の墓	新宿区須賀町 11-4 西応寺	新宿区指定
11	史跡	萩原宗固の墓	新宿区須賀町 13 本性寺	新宿区登録
12	有形文化財 古文書・古記録	林光寺の歴代宗主銘	新宿区南元町 15-3 林光寺	新宿区指定
	有形文化財 絵画	林光寺の高僧先達連座画像		新宿区登録
	有形文化財 絵画	林光寺の太子・高僧画像		新宿区登録
	有形文化財 古文書・古記録	林光寺文書		新宿区登録
13	有形民俗文化財 民俗資料	一行院の板碑	新宿区南元町 19-2 一行院	新宿区登録
	有形文化財 考古資料	一行院墓地出土品		新宿区登録
14	有形文化財 歴史資料	庚申塔	北青山 2-12-29 海蔵寺	港区登録
15	有形文化財	銅板日遙墓誌	渋谷区千駄ヶ谷 2-24-1 仙寿院	渋谷区指定
16	有形民俗文化財	千駄ヶ谷の富士塚	渋谷区千駄ヶ谷 1-1-24 八幡神社境内	都指定
17	新宿区地域文化財	長谷川平蔵埋葬の地	新宿区須賀町 9-3 戒行寺境内	新宿区

注) 地点番号は、図 9.12-1 に対応する。

出典: 「国指定文化財等データベース」(平成28年3月24日参照 文化庁ホームページ)

http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp

: 「東京都指定文化財情報データベース」(平成28年3月24日参照 東京都生涯学習情報ホームページ)

<http://www.taimes.metro.tokyo.jp/kyoiku/bunkazai.nsf>

: 「区指定文化財」(平成28年3月24日参照 渋谷区ホームページ)

<http://www.city.shibuya.tokyo.jp/shibuya/town/kubunka.html>

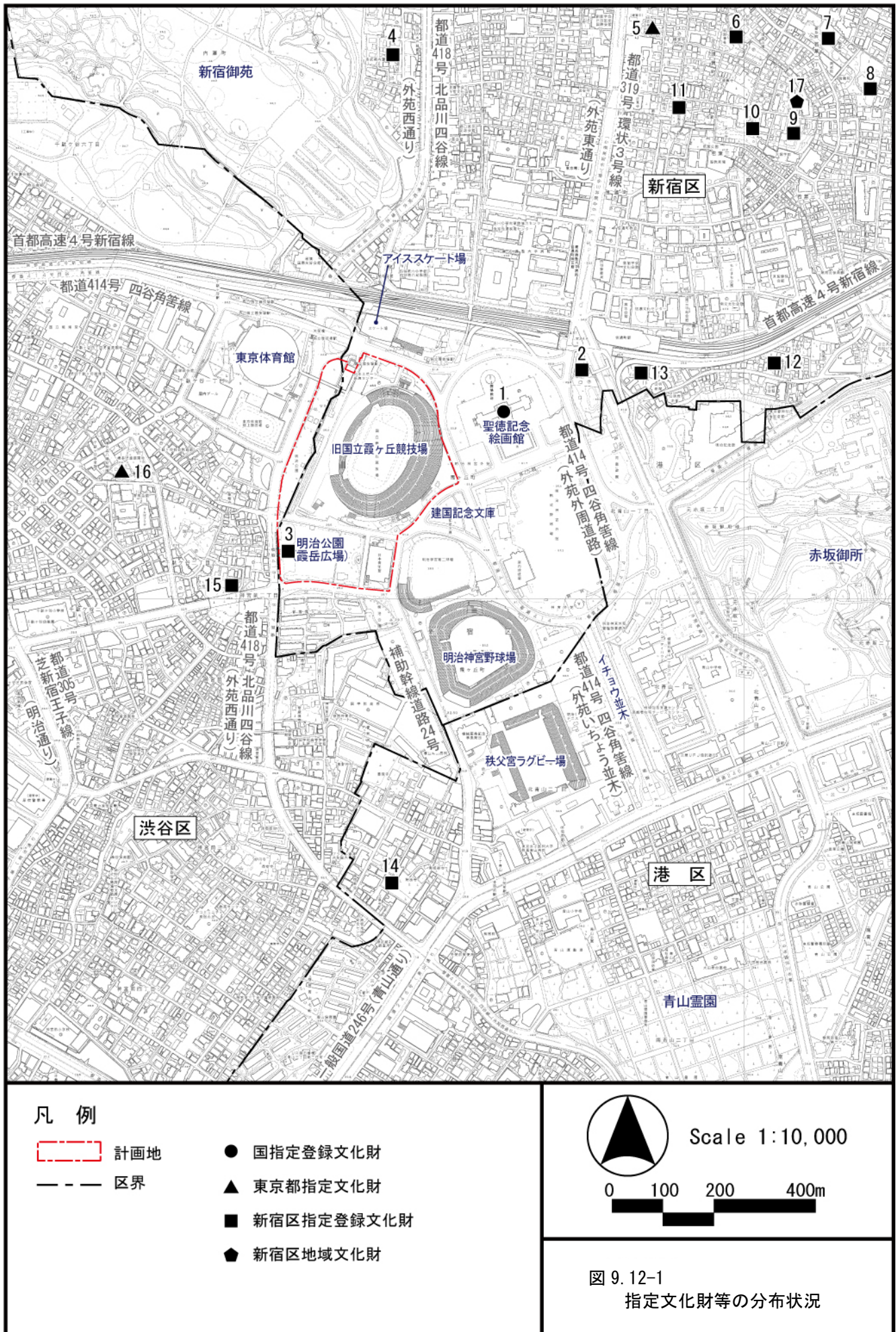
: 「新宿区の指定・登録文化財と地域文化財」(平成28年3月24日参照 新宿区ホームページ)

http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka02_000004.html

: 「港区の文化財総合目録」(平成28年3月24日参照 港区ホームページ)

<http://www.lib.city.minato.tokyo.jp/muse/j/bunkazai/mokuroku.cgi>

: 「東京都文化財総合目録(平成二十一年度)」(平成22年3月 東京都教育委員会)



注1)施設名等は、平成27年3月時点。

2)明治公園（霞岳広場）のシイは、平成27年6月23日に聖徳記念絵画館前に仮移植を行っている。

2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

ア. 周知の埋蔵文化財包蔵地

計画地及びその周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 9.12-3(1)、(2)に、その位置は、図 9.12-2 に示すとおりである。

計画地内には、霞ヶ丘町（地点番号 67）及び千駄ヶ谷北ノ脇（地点番号 104（渋谷区））が存在する。

計画地の近傍では、北側に内藤町（地点番号 56）、東側に發昌寺跡（地点番号 46）、一行院（地点番号 142）、南東側に No. 22-3（地点番号 22-3）が存在する。

イ. 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財の特殊性は、その存在や広がりをはっきりとわかっていないことである。計画地及びその周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況については前述したとおりであり、計画地内の西側の大部分が埋蔵文化財包蔵地とされている。これらのことから、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する範囲においても、埋蔵文化財が確認される可能性がある。

表 9.12-3(1) 計画地及び周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
1	青山墓地内貝塚	港区南青山二丁目	台地縁辺・斜面 包蔵地・貝塚 2,000 m ²	[縄早] [縄中] [縄後]
14	No. 14 遺跡	新宿区内藤町 新宿御苑	台地 包蔵地 7,850 m ² 新宿 56 参照	[縄中]
20	若葉一丁目	新宿区若葉一丁目 22・23	台地 貝塚・屋敷 16,582 m ² [近]地下室 大型土坑 土坑 小穴	[縄][近]
22-2	No. 22-2	新宿区信濃町	台地 上水道 706 m ² [近]木樋	[近]
22-3	No. 22-3	新宿区霞ヶ丘町 (明治神宮外苑内)	台地 上水道 706 m ² [近]木樋	[近]
31	竜泉寺跡	新宿区須賀町 10	台地 社寺・墓 4,066 m ² [近]甕棺墓 木棺墓 蔵骨器 墓坑 石塔	[近]
36	龍谷寺跡	新宿区南元町	低地 社寺・墓 2,548 m ²	[近]
46	發昌寺跡	新宿区南元町 18・19	低地 社寺・墓 1,536 m ² [近]埋葬施設 井戸状遺構 木道 柵状遺構	[近]
56	内藤町	新宿区内藤町 新宿区新宿一丁目 1 新宿二丁目 1-7・10 新宿三丁目 1-27	台地・谷 包蔵地・屋敷 町屋 478,250 m ² [縄]炉穴 ピット 集石土坑 陥し 穴 埋甕 小穴 [近]溝 地下室 半地 下室 井戸 ごみ穴 掘立柱建物跡 柱 列 杭列 土坑 小穴 地割溝 畝跡 杭穴列 柱穴 地下水路 溝状遺構 植 栽痕 土取穴 硬化面 胞衣埋納遺構 [近][近代]土坑 井戸 ピット ピット 列 溝 上水状遺構 掘立柱建物跡 性 格不明遺構 池跡 水田跡 畝跡 新宿 14 参照	[縄前] [縄中] [縄後] [近]
63 (新宿区)	圓應寺跡	新宿区若葉三丁目 6	谷 社寺・墓 611 m ² [近]埋葬施設 柵 状遺構 生垣状遺構 柱列 木塔遺構	[近]
63 (渋谷区)	—	渋谷区神宮前五丁目	台地 包蔵地	[縄中]
67	霞ヶ丘町	新宿区霞ヶ丘町 10	台地 包蔵地・その他の墓・屋敷 22,726 m ²	[縄早] [縄前] [中][近]
102	—	渋谷区神宮前一丁目	台地 集落 [縄]住居	[縄][近]

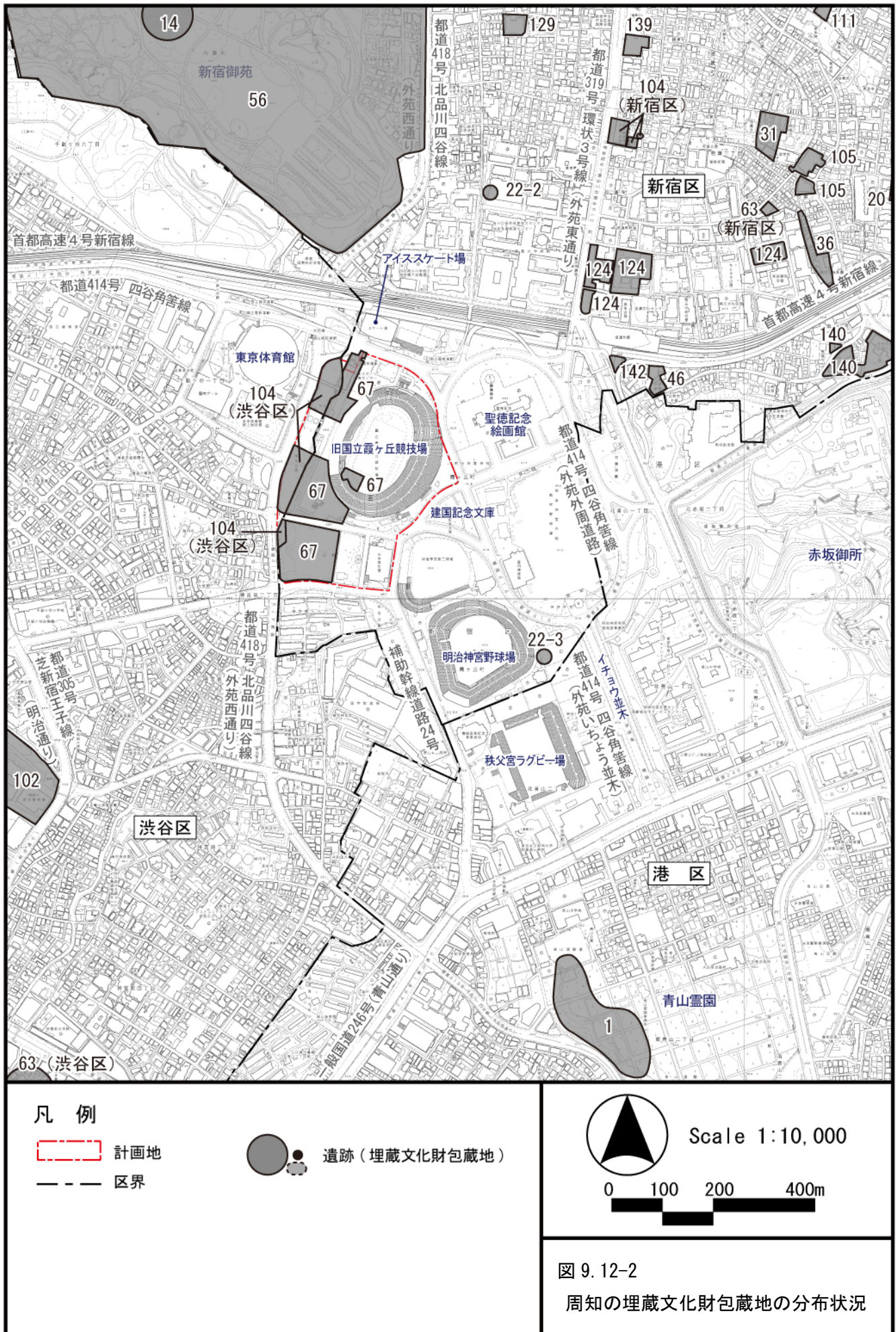
表 9.12-3(2) 計画地及び周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

地点 番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
104 (新宿区)	信濃町	新宿区信濃町 14～17	台地 包蔵地・屋敷 2,155 m ² [近]地下室 半地下室 井戸 井戸状遺構 溝状遺構 地鎮跡 土坑 植栽痕 柱穴 柱穴列 杭穴 小穴	[縄前] [縄中] [縄後] [近]
104 (渋谷区)	千駄ヶ谷北ノ脇	渋谷区千駄ヶ谷一丁目 15、二丁目 33	台地 包蔵地 [縄]～[弥]自然流路 [近]杭跡 土坑	[縄][弥] [近]
105	若葉三丁目	新宿区若葉三丁目 2・3・8	低地 屋敷 町屋 3,119 m ² [近]杭基礎 建物 礎石建物 建物 下水 路地 排水樋 井戸 上水井戸・上水施設 埋甕 埋桶 かわらけ埋納遺構 芥溜 盛土地 業址 土坑	[近]
111	四谷二丁目	新宿区四谷二丁目 1・6 新宿区若葉一丁目 5	台地・谷 屋敷 8,880 m ² [近]地下室 半地下室 井戸 ごみ穴 上水遺構 溝状遺構 土蔵基礎 建物基礎 土坑 小穴 上水竹樋井戸 胞衣皿埋納 植栽痕 境堀 採土坑 桶埋納 盛土状遺構 礎石建物跡 礎石 [縄]小穴	[近]
124	信濃町南	新宿区信濃町 31・32・34 新宿区南元町 4	台地 包蔵地・屋敷 11,173 m ² [近]地下室 半地下室 井戸 植栽痕 溝状遺構 建物跡 土坑 不明 ごみ穴 小穴 土採穴 焼土跡 溝持ちピット列 ピット 礎石 道路遺構 硬化面 池跡 採土坑 上水遺構 退避壕 [縄]炉穴 土杭 小穴 風倒木	[縄中] [縄後] [中] [近]
129	大京町	新宿区大京町 新宿区四谷四丁目	台地 屋敷 4,083 m ²	[近]
139	左門町	新宿区左門町	台地 屋敷 2,075 m ²	[近]
140	南元町	新宿区南元町 9・10・23・24	低地 社寺・墓・町屋 6,258 m ² [弥]～[古]住居跡 [近]埋葬遺構〔円形木棺 方形木棺 甕棺 蔵骨器 再埋葬〕 溝状遺構 土留状遺構	[近]
142	一行院	新宿区南元町 19	台地 社寺・墓 499 m ² 埋葬施設	[近]

注 1) 時代 [縄]：縄文時代 [縄晩]：縄文時代・晩期 [近]：近世（江戸時代）
 [縄早]：縄文時代・早期 [弥]：弥生時代 [不]：不明
 [縄前]：縄文時代・前期 [奈]：奈良時代
 [縄中]：縄文時代・中期 [平]：平安時代
 [縄後]：縄文時代・後期 [中]：中世

2) 地点番号は、出典の文献による。

出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 27 年 3 月 3 日参照 東京都生涯学習情報ホームページ）
<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki0/iseki/index.htm>



3) 法令等による基準等

史跡・文化財に関する法令等については、表 9.12-4(1)及び(2)に示すとおりである。

指定文化財については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例(平成14年条例第44号)に基づき、文化財に関してその現状を変更し、また、その存在に影響を及ぼす行為をしようとするときには、教育委員会等への届出等を行い、必要な指示を受けなければならない。

埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、「埋蔵文化財発掘届」を東京都教育委員会、新宿区教育委員会及び渋谷区教育委員会へ提出することが義務づけられている。また、工事の施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、その現状を変更することなく、教育委員会等に遅滞なく報告し、適切な措置を講じる必要がある。

表 9.12-4(1) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和25年法律 第214号)	(この法律の目的) 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。 (遺跡の発見に関する届出、停止命令等) 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。 (現状変更等の制限) 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (登録有形文化財の現状変更の届出等) 第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (現状変更等の届出等) 第三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

表 9.12-4(2) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都文化財保護条例 (昭和 51 年条例 第 25 号)	(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都(以下「都」という。)の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。 (現状変更等の制限) 第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
新宿区文化財保護条例 (昭和 58 年条例 第 20 号)	(目的) 第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で新宿区(以下「区」という。)の区域内に存するものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、区民の文化の向上及び郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。 (現状変更等の事前協議及び届出) 第 10 条 事業者、所有者及び権原に基づく占有者(以下「事業者等」という。)は、区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財及び区指定史跡、名勝及び天然記念物に関し、その現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「行為等」という。)をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。
渋谷区文化財保護条例 (平成 14 年条例 第 44 条)	(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で区内に存するもののうち、区にとって文化的に重要であり、かつ、価値の高いものの保存と活用に必要な措置を講じ、区民の文化的向上に貢献することを目的とする。 (現状変更の制限) 第十九条 区登録文化財の管理者等又は管理責任者は、当該区登録文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

9.12.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示す事項とした。

- 1) 東京 2020 大会の会場事業計画地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
- 2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度
- 3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度
- 4) 東京 2020 大会の会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度
- 5) 文化財等の回復の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等に影響が生じる又は生じていると思われる時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の実施計画を基に、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の改変の程度を把握する方法によった。

(5) 予測結果

- 1) 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

大会開催前の施設の建設に伴い、計画地内に位置する新宿区指定天然記念物のシイの生育地は改変されるが、新宿区教育委員会とも十分な協議を行った上で、適切に移植を行う計画としており、個体は維持される。

1964 年東京オリンピックのレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としている。

- 2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度

計画地内に位置する新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴う周辺環境の変化が生じるが、周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺の環境の変化は生じない。

なお、新宿区指定天然記念物のシイは移植されるため、移植先での適切な管理により環境変化の影響は少ないものとする。

- 3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、オリンピックスタジアムの建設に伴い、改変されるおそれがある。そのため、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。

なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に埋蔵文化財が確認される可能性がある。工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教

育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。

4) 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。事業の実施による振動については、その影響が生活環境の保全の目標を満足している（p. 290、291 参照）。また、計画地周辺の振動の低減に努める計画としていることから、計画地周辺の文化財等に与える影響はないものとする（p. 289 参照）。

計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、眺望地点から計画建築物を視認することもできないことから、景観阻害による影響はないものと予測する（p. 324 参照）。

5) 文化財等の回復の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、移植されるため、移植先での適切な管理により現況と同程度に回復するものとする。

1964 年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としている。

9.12.3 ミティゲーション

(1) 工事の施行中

1) 予測に反映した措置

- ・計画地内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じている。
- ・新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行う計画としている。
- ・現状の計画地内には、既往の建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財発掘調査を実施している。調査の方法・範囲については都教育委員会、区教育委員会と協議を行った上で確定している。
- ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

9.12.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとした。

(2) 評価の結果

1) 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切な移植、旧国立霞ヶ丘競技場の1964年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、敷地内に再設置を行う計画としている。

以上のことから、計画地内の文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、評価の指標を満足するものとする。

2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度

計画地内に位置する新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴う周辺環境の変化が生じるが、周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺の環境の変化は生じない。なお、新宿区指定天然記念物のシイは移植されるため、移植先での適切な管理を行う計画としていることから、評価の指標を満足するものとする。

3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。

埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。

以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標を満足するものとする。

4) 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。事業の実施による振動については、その影響が生活環境の保全の目標を満足している。また、計画地周辺の振動の低減に努める計画としている。

計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、眺望地点から計画建築物を視認することもできないことから、景観阻害による影響は生じない。

以上のことから、事業計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、評価の指標を満足するものと考ええる。

5) 文化財等の回復の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としていることから、評価の指標を満足するものと考ええる。

